

特別養護老人ホームの設置・運営を規制緩和し、社会福祉法人以外の参入を認める議論があります。
21・老福連では、この問題に関する見解として、次の通り発表します。

特養への参入規制緩和は「社会福祉制度」の解体につながるもの

2010年 11月

21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会（略称 21・老福連）

〒603-8173 京都市北区小山下初音町24 カマラーダ一モ

TEL 075-494-1115 FAX 075-494-1135

特別養護老人ホームは公的責任のもとでのセーフティーネットの役割があります

社会医療法人の特別養護老人ホームへの参入は、「供給主体の多様化」と称して福祉の市場化を促進し、社会福祉法人制度の解体に導くものとして容認できません。特別養護老人ホームは、社会福祉法の第一種社会福祉事業として規定され、国、地方公共団体以外には社会福祉法人だけに経営が許された、高い公益性と安定性が求められる事業です。

社会福祉基礎構造改革の流れの中で福祉の市場化が進行し、経済的に余裕のある人には選択肢が増えましたが、社会的に弱い立場の高齢者の命と暮らしが脅かされている事態が進行しています。こうした中であって特別養護老人ホームは、本来、公的責任のもとでのセーフティーネットのひとつとして、一層その役割をはたすことが求められています。

市場化では、最も福祉を必要とする人の生活は守れません

このたびの社会医療法人の特別養護老人ホームへの参入は、特別養護老人ホームの供給主体の多様化を招き、上述した社会的に弱い立場の高齢者の命と暮らしが脅かされている事態をいっそう促進するものです。

この特別養護老人ホームへの参入を正当化しようとする主張の論点には次のような特徴があります。

- ① 医療・介護・保育といった分野を「成長産業」として位置づけ、株式会社も含めた多様な経営主体が特別養護老人ホームを経営できるようにすべきだから。
- ② 特別養護老人ホームの待機者が42万人とも言われ、早急に待機者問題を解消すべきだから。
- ③ 「地域包括ケア」がこれからのあるべき姿で、施設は不要であるから。また、「ケア」と「住まい」の機能を分離し「ケア」は外部事業所から提供すればよい。

これらの論理は、社会的に弱い立場の高齢者の命と暮らしを守るという大事な視点を欠いたもので、到底容認することができません。また、現実の特別養護老人ホームの実態を見れば、「ケア」と「住まい」の機能を分離し「ケア」は外部事業所から提供するという考えが、いかに現実離れしているかがわかります。

国が責任を果たせば待機者は解消できます

本来、憲法第25条により国は社会的に弱い立場の高齢者の命と暮らしを守る責任があります。これが公的責任です。規制緩和による市場化は、この公的責任を一層あいまいにするとともに、さら格差をひろげ、社会的に弱い立場の高齢者を置き去りにしてしまいかねません。待機者42万人の解消は、削減された特別養護老人ホーム建設の補助金制度を以前の状態に復活し、住居費などいたずらに利用者負担に転嫁することなく社会福祉法人が地域の実情に応じて基盤整備に踏み込めるような措置を講じる中で解決すべきです。